

# 第19期 定時株主総会 ▶▶▶ openwork 招集ご通知

## 開催日時

2026年3月25日（水曜日）午前10時  
（ログイン開始時間：午前9時30分）

## 開催方法

オンライン開催のみ  
本株主総会は、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）としてインターネット上のみで開催します。  
本株主総会のご出席方法詳細は「バーチャルオンリー株主総会運営について」（3頁から9頁）をご確認ください。

## 議案

第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件

## 目次

第19期定時株主総会招集ご通知	1
・バーチャルオンリー株主総会運営について	3
・ログイン時に必要な情報について	3
・ログイン方法のご案内	4
・事前のお手続き	6
・ご注意事項など	7
・議決権行使のご案内	10
（添付書類）	
事業報告	12
計算書類	34
監査報告	37
株主総会参考書類	42

証券コード 5139  
(発信日) 2026年3月9日  
(電子提供措置の開始日) 2026年3月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
渋谷スクランブルスクエア  
オープンワーク株式会社  
代表取締役社長 大澤 陽樹

## 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の 開催について

本総会はインターネット上でのみ開催するバーチャルオンリー株主総会の方式を採用しております。  
株主の皆様実際にご来場いただく会場はございませんので、予めご了承ください。

### 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、法令及び当社定款の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第19期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.openwork.co.jp/>)

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「オープンワーク」又は証券「コード」に当社証券コード「5139」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合はインターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ「議決権行使のご案内」（10頁及び11頁）に従いまして、2026年3月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月25日（水曜日）午前10時  
※ログイン開始時間：午前9時30分
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。  
株主の皆様にご来場いただく会場はございません。  
本総会のご出席方法の詳細は、「バーチャルオンリー株主総会運営について」（3  
頁から9頁）をご確認ください。
3. 目的事項  
報告事項 第19期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、計算書類報告の  
件  
決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件
4. 本株主総会出席の際の議決権行使取り扱いの内容、通信方法に係る障害に関する対策の方針、  
及びインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針  
「バーチャルオンリー株主総会運営について」（3頁から9頁）をご参照ください。
5. 招集にあたっての決定事項  
(1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとしま  
す。  
(2) ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案について賛否の表示のない場合は、賛成の意思  
表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
(3) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使  
としてお取り扱いいたします。  
(4) インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権  
行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。  
(5) 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしま  
すが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、計算書類の個別注記表につきまして  
は、除いております。したがって、当該書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を  
それぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部です。  
(6) 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を  
前記インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.openwork.co.jp/>）及び東証ウェブサイ  
ト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載させて  
いただきます。

以 上

## バーチャルオンリー株主総会運営について

本総会におきましては、インターネット上でのみ開催するバーチャルオンリー株主総会の方式を採用しております。当日ご出席を希望される株主様は、次頁に記載の「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、株主総会にバーチャル出席いただきますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、当日ライブ配信にて株主総会の議事の様子をご視聴いただきながら、ご質問等及び議決権行使が可能です。

配信日時

2026年3月25日（水曜日）午前10時より

（ログイン開始時間 午前9時30分）

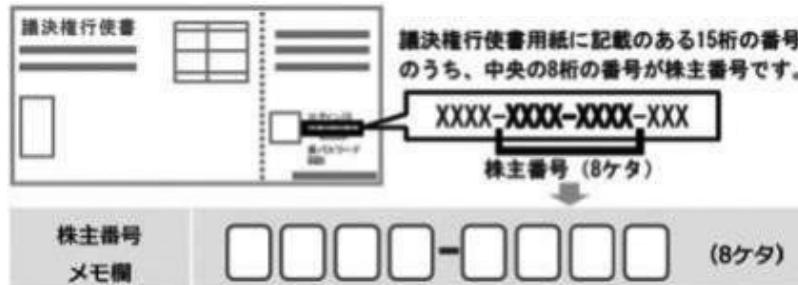
※視聴方法は次頁をご参照ください。

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。このような通信障害等の影響により株主総会の開催が困難であると当社が判断した場合には、招集ご通知8頁に記載のとおり、本総会を後日に延期又は続行させていただく場合がございます。

万が一、本総会の開催が困難となった場合には、当社ウェブサイト（<https://www.openwork.co.jp/>）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。また、そのほか本総会の運営に関して変更が生じた場合についても当社ウェブサイト（<https://www.openwork.co.jp/>）にて変更内容等をお知らせいたします。

## ログイン時に必要な情報について（株主番号）

ご視聴には、ID（株主番号）のご入力が必要となります（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）。株主番号は議決権行使書用紙を投函する前に必ずお手元にお控えください。



## ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2026年3月25日（水曜日）午前10時より

（ログイン開始時間 午前9時30分）

① 配信サイトに  
アクセス

<https://meetings.lumiconnect.com/>



② 言語選択が英語の場合は「日本語」に変更する

③ 会議IDを  
ご入力

**700-347-199-553**

会議ID（ハイフンを除く）をご入力後  
「会議に参加」ボタンを押してください。



会議ID

会議に参加



④ ID・パスワード  
をご入力

ログインID : 株主番号 8ケタ (ハイフンはのぞく)

ログインPW : ご登録の郵便番号 7ケタ (ハイフンは除く、12月末時点)

←

openwork

必須のフィールドには\*が付いています (\*)

ログインID \*

ログインPW \*

※ログインガイド (必ずお読みください) ※ ▼

サインイン

ログインID、ログインPWをご入力後「サインイン」を押してください。  
開催時間となる2026年3月25日(水曜日)午前10時までお待ちください。

## 事前のお手続き (事前のご質問の受付及び代理出席)

### 1 事前のご質問の受付について

本総会の目的事項に関して、事前にご質問いただくことが可能です。株主様のご関心が高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。

事前のご質問を送信いただく場合は、4頁の「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、以下に記載の事前質問受付期間にログインください。ログイン後、画面左部3つのボタンのうち、中央の「提出」ボタンより、事前のご質問を送信いただけます。

(事前質問受付期間)

2026年3月3日（火曜日）正午から2026年3月18日（水曜日）午後6時まで

### 2 代理出席について

代理人による本株主総会出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。代理人によりバーチャル出席する場合、株主総会に先立って、当社に「代理権を証明する書面（委任状）」等のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

委任状様式をダウンロードする場合、4頁の「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、ログインください。ログイン後、画面左部3つのボタンのうち、一番下の「書類」ボタンより、委任状の様式をダウンロードいただけます。

(提出先)

- ・電子メール：ow-sokaijimukyoku@openwork.co.jp
- ・郵送：〒150-6139 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア  
オープンワーク株式会社 定時株主総会運営事務局 宛

(提出期限)

2026年3月18日（水曜日）午後6時 必着

## ご注意事項など

### 1 議決権行使の取り扱いの内容

議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した ※ 1	当日の議決権行使が有効 (事前行使は無効)
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した ※ 1	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	欠席 ※ 2

※ 1

本株主総会当日に議決権を行使された場合、賛否を表示されなかった議案は、事前行使があったものを含め棄権となります。株主総会当日に議決権を行使される場合は、全ての議案について賛否をご教示ください。

なお、議決権行使の方法については、「議決権行使のご案内」(10頁から11頁)をご参照ください。

※ 2

本株主総会に出席いただいたとしても、議決権を行使しなかった場合(一度ログインしたものの議決権を行使しなかった場合も含みます。)は、欠席として取り扱います。

### 2 ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます(受付は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行います)。

ご質問につきましては、質問時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、おひとりにつき1問まで、文字数は250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。

いただいたご質問について、恣意的な選別の余地を可能な限り減らすべく、できる限りいただいた質問の全てに回答する予定ですが、時間等の関係上全てには回答できない場合があり、その場合には、本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたしますので、ご了承ください。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、予めご了承ください。

なお、同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

### 3 通信方法に係る障害に関する対策の方針について

#### 通信障害等が生じた場合のバックアップ・システムの用意

通信障害等に関する対策として、当社側が使用する回線は、使用回線等に障害が発生した場合を想定し、通信回線や機材、サーバー等を予備の回線へ瞬時に、自動的に切り替わる仕組みである「ホットスタンバイ方式」で冗長化する等バックアップ・システムを用意しております。

#### 映像配信に障害が生じた場合の対応

株主総会の開催中、なんらかの理由により映像配信に障害が生じた場合でも、議決権行使に係るシステムが正常に使用できる場合は、議事進行の様子の配信を、映像配信からビデオ会議システムに切り替え、議事進行を継続いたします。映像配信からビデオ会議システムに切り替える場合、株主様がログインしている画面上に、運営事務局より、テキスト方式でその旨通知いたします。

#### 通信障害等が生じた場合の具体的な対処マニュアルの作成

通信障害等が生じた場合に備えて、通信障害時の対応方針、意思決定方法及び株主様への周知方法を含む具体的な対処マニュアルを作成しております。

#### 通信障害等により議事に著しい支障が生じた場合の対応

通信障害等により議事に著しい支障が生じた場合に備えて、株主総会当日、本株主総会の冒頭で、予め、産業競争力強化法第66条第2項の規定に読み替えて適用する会社法第317条括弧書の規定に基づき、以下の会社提案の動議に係る決議を、株主総会にお諮りいたします。

「場所の定めのない株主総会において、通信障害等により議事に著しい支障が生じた場合に、株主総会の延期又は続行を議長が決定することができる件」

当該決議に基づき、議長が後日に延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.openwork.co.jp/>) でその旨及び延会又は継続会の開催日時をお知らせいたします。

### 4 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使くださいますよう、何卒お願い申し上げます。

また、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。

電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じては、議事進行を音声で聴くことができるのみであり、議決権を行使することはできませんので、議決権の行使をご希望の株主様におかれましては、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。なお、ご出席に係る通信料は株主様ご自身でご負担ください。

### 【電話会議システムのお申込方法】

お電話もしくは電子メールよりお申込みを受付いたします。ご希望の株主様は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」、電話会議システム利用希望の旨を下記電話番号までご連絡ください。株主総会運営事務局から、別途お電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

- ・受付期間 : 2026年3月9日(月曜日) 正午から2026年3月18日(水曜日) 午後6時まで
- ・電話番号 : 03-5962-7040 (大代表)
- ・電子メール : ow-sokaijimukyoku@openwork.co.jp

### 5 その他の注意事項について

- ・当社は、本株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様のご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等のご遠慮いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・本株主総会に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

### 6 お問い合わせについて

- ・本株主総会へのご出席/ご質問の方法及び議決権行使システム等に関するお問い合わせ

#### **バーチャル株主総会ヘルプデスク 0120-245-022**

受付時間：2026年3月3日(火)～3月25日(水)  
午前9時～午後5時まで(土、日、祝、除く平日)  
株主総会当日 午前9時～配信終了まで

- ・株主番号、郵便番号に関するお問い合わせ

#### **三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-711**

受付時間：午前9時～午後5時まで(土、日、祝、除く平日)

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### バーチャルオンリー株主総会に出席して議決権を行使される場合

「バーチャルオンリー株主総会運営について」（3頁から9頁）をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

開催日時：2026年3月25日（水曜日）午前10時  
（ログイン開始時刻：午前9時30分）



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限：2026年3月24日（火曜日）午後6時入力分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2026年3月24日（火曜日）午後6時到着分まで

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

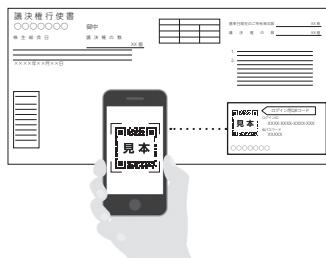
議決権行使書用紙のお願いに記載しております「1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。」は、「1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙をお手元にご用意のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。」へお読み替えください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

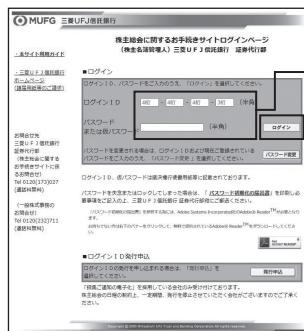
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益が改善傾向にあり、これを背景とした設備投資は緩やかな増加傾向を示し、雇用環境も底堅い改善が続きました。一方で、エネルギーや食料品等の物価上昇はなお続いており、実質賃金はマイナスであることから、依然として個人消費の伸びは限定的になっています。

世界経済においても、米国の通商政策による貿易量やサプライチェーンへの影響のリスクが顕在化し、世界経済全体の減速に対する懸念が強まっています。

このような状況の中、2025年7～9月の転職者数は前年同期比96%と減少となりました(注)。一方で、個人のキャリア観の変化や終身雇用の構造的限界により、今後雇用の流動化は一層加速し、働き方改革やリモートワークの普及により、多様な働き方が広がる中で、求職者の会社選びの基準も多様化していくと考えています。

「OpenWork」サービスにおいては、2025年12月末時点で約81,000社、約2,060万件の社員クチコミデータが掲載され、登録ユーザー数は約775万人となりました。また、「OpenWorkリクルーティング」サービスにおいては、2025年12月末時点で、契約社数(登録エージェント企業数含む)は約4,400社、累計Web履歴書登録数(社会人・学生)は約165万件となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は4,653,739千円(前事業年度比31.4%増)、一方で更なる成長に向けた認知拡大や採用強化により、営業費用は3,454,402千円(前事業年度比37.3%増)、営業利益は1,199,337千円(前事業年度比16.9%増)、経常利益は1,201,933千円(前事業年度比17.0%増)、当期純利益は837,093千円(前事業年度比10.5%増)となりました。

なお、当社はワーキングデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、主なサービス別の業績については、以下のとおりです。

### 「OpenWork」

当事業年度においては、会員課金数、提携企業への送客数ともに概ね想定の通りに推移しました。当期より提携企業への送客単価を引き上げたことで、当サービスの営業収益は1,243,587千円（前事業年度比20.0%増）となりました。なお、当サービスは「OpenWorkリクルーティング」への送客とのバランス調整により、今後の当サービスの営業収益は同水準程度で推移する見通しです。

### 「OpenWorkリクルーティング」

当事業年度においては、積極的なマーケティングへの投資などにより、新規Web履歴書登録数が増加し、累計Web履歴書登録数（社会人・学生）が約165万件まで増加しました。既存顧客の採用活動の活性化、求人数の増加等の取り組みの結果、求人企業の採用活動、求職者からの応募も活発に行われ、当サービスの営業収益は3,247,887千円（前事業年度比34.2%増）となりました。

（注）総務省「労働力調査 年齢階級別転職者数及び転職者比率」調査によると、7～9月期の転職者数は2024年346万人、2025年331万人

## サービス別営業収益

サービス区分	第18期 (2024年12月期) (前事業年度)		第19期 (2025年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
Open Work	1,036,272千円	29.3%	1,243,587千円	26.7%	207,314千円	20.0%
Open Work リクルーティング	2,420,162	68.3	3,247,887	69.8	827,724	34.2
オルタナティブデータ サービス	85,591	2.4	162,264	3.5	76,673	89.6
合計	3,542,027	100.0	4,653,739	100.0	1,111,712	31.4

### ② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は16,435千円であり、これは従業員用PCの取得です。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2022年12月期)	第17期 (2023年12月期)	第18期 (2024年12月期)	第19期 (当事業年度) (2025年12月期)
営 業 収 益(千円)	2,037,087	2,922,428	3,542,027	4,653,739
経 常 利 益(千円)	590,179	854,280	1,027,215	1,201,933
当 期 純 利 益(千円)	403,003	613,924	757,427	837,093
1株当たり当期純利益(円)	21.60	28.92	35.57	40.22
総 資 産(千円)	5,129,429	6,389,096	7,243,658	8,406,806
純 資 産(千円)	4,667,576	5,724,041	6,460,438	6,868,471
1株当たり純資産額(円)	226.93	269.66	304.70	331.51

(注) 当社は、2022年8月23日開催の取締役会決議及び2022年8月31日開催の臨時株主総会決議により、2022年9月22日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っています。また、2023年10月17日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しています。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当 社 と の 関 係
株式会社リンクアンドモチベーション	1,380百万円	52.70%	役員の兼任1名、業務委託取引

(注) 親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、当該取引の経済合理性等を確認し、取締役会の承認を得ることとしています。そこで、取締役会は、このように取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築していることから、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しています。

### ② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の事項を主要な経営課題と認識し、継続的に取り組んでいます。

##### ①安定したユーザー集客とワーキングデータプラットフォームの成長

当社は2007年の創業以来長い時間をかけて社員クチコミサイトを運営してきた優位性と、質の高い多くの社員クチコミデータがサービス上に掲載されている特徴があり、検索サイトからの自然検索経由で順調にユーザー数と社員クチコミと評価スコアの件数を増加させてきました。今後もさらにワーキングデータを蓄積し、事業を拡大させ、新規事業の早期展開を図るためには、基盤となるユーザー数と社員クチコミと評価スコアの件数の安定的な増加を推進する必要があると考えています。

自然検索に加え、Webマーケティング強化により安定的なユーザー流入を確保し、さらに転職・就職サービスとしての認知度向上のための広告宣伝等のプロモーション活動を強化することで、ワーキングデータプラットフォームの成長を図ってまいります。

##### ②「OpenWorkリクルーティング」の価値向上

成長過程にある「OpenWorkリクルーティング」の拡大は、今後の当社の成長に不可欠です。そのためには、積極的なキャリア形成に向けて情報収集や転職活動を行うユーザーを増加させていく必要があると考えています。また、社員クチコミデータや企業情報などの蓄積データを解析し、求職者と求人企業のマッチングの最適化を推進させることも重要だと考えています。

サービス上での求職活動を活性化させること、マッチングの最適化を進めること、入社後の求職者と企業のミスマッチの発生を抑制し企業・求職者双方の満足度を向上させることで「OpenWorkリクルーティング」の価値を向上させてまいります。

##### ③事業の多角化

長期的な企業成長を維持するには、複数のサービスを発展・拡大させると共に早期の収益化を実現し、特定サービスに依存しない事業基盤を構築することが重要だと考えています。

ワーキングデータプラットフォームをベースにした新規サービスを軌道に乗せ、事業の多角化を進めてまいります。

#### ④情報管理体制の強化

当社の事業はユーザーが投稿した社員クチコミを基盤としており、多くのユーザーの個人情報を保持しています。

個人情報の保護と適正管理は当社における最も重要な課題の一つと認識しており、個人情報保護に関する社内規程の整備と運用、定期的な社内教育の実施やセキュリティシステムの構築を行っています。

個人情報の保護と適正管理を更に強化するため、2021年1月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得しました。今後も個人情報の保護と適正管理を最も重要な課題として捉え、「JIS Q15001:2017 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に基づく個人情報保護マネジメントシステムの運用を徹底してまいります。

#### ⑤財務上の課題

「OpenWork」については、安定的に営業収益を上げられており、財務基盤は安定していると考えています。また、「OpenWorkリクルーティング」については、2025年12月期の営業収益成長率が前期比34%となりました。今後も成長を持続していくためには、「OpenWorkリクルーティング」の価値向上が必要であると考えています。今後も、「OpenWorkリクルーティング」などの新たな事業価値創出に必要な投資と財務基盤の安定性との適切なバランスを維持することを、財務上の課題として認識しています。このため、今後も事業計画と財務状況の継続的なモニタリングを徹底し、投資の意思決定を適切に行ってまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
ワーキングデータプラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・就職・転職のための情報プラットフォーム「OpenWork」の企画・運営</li><li>・企業向け採用支援サービス「OpenWorkリクルーティング」の企画・運営</li><li>・国内外のヘッジファンド向けのオルタナティブデータ提供サービス「FIS」の企画・運営</li><li>・企業向けのクチコミデータ分析、レポート作成サービス「DAP」の企画・運営</li></ul>

**(6) 主要な営業所** (2025年12月31日現在)

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

**(7) 使用人の状況** (2025年12月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
ワーキングデータプラットフォーム事業	148 (17) 名	22名増 (6名増)
合計	148 (17)	22名増 (6名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数欄 ( ) 外書は臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員を含む。) の最近1年間の平均人員です。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年12月31日現在)

該当する事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 42,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 21,343,600株  
 (3) 株主数 4,106名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社リンクアンドモチベーション	10,920,000株	52.70%
増 井 慎 二 郎	3,708,900株	17.90%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	951,000株	4.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 口 )	490,000株	2.36%
小 倉 基 弘	400,400株	1.93%
川 島 浩 治	356,500株	1.72%
INTERACTIVE BROKER S L L C	256,200株	1.23%
小 澤 博 之	200,000株	0.96%
THE BANK OF NEW YO RK MELLON 140040	176,118株	0.85%
BBH LUX/BROWN BRO THERS HARRIMAN (LUX EMBOURG) SCA CUSTO DIAN FOR SMD-AM FU NDS - DSB I JAPAN E QUITY SMALL CAP AB S O L U T E V A L U E	171,700株	0.82%

- (注) 1. 当社は、自己株式を624,793株保有していますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
 該当する事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年12月11日	2020年10月30日
新 株 予 約 権 の 数		310個	3,380個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,400株 (新株予約権1個につき 40株)	普通株式 135,200株 (新株予約権1個につき 40株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり 625円)	新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり 625円)
権 利 行 使 期 間		2022年1月1日から 2029年11月28日まで	2023年1月1日から 2030年10月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 310個 目的となる株式数 12,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 3,380個 目的となる株式数 135,200株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使前に死亡した場合は、その権利を喪失する。
  - (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
2. 2022年8月23日開催の取締役会決議及び2022年8月31日開催の臨時株主総会決議により、2022年9月22日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

3. 2023年10月17日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大澤陽樹	—
取締役兼執行役員	池内駿介	プロダクト部担当
取 締 役	若月貴子	クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社 代表取締役社長
取 締 役	小野塚浩二	株式会社クロス・マーケティンググループ 取締役CFO 株式会社クロス・マーケティンググループ グループ経営企画本部 本部長 株式会社クロス・マーケティング 取締役 Kadence International Business Research Pte.Ltd. Director エンバイロセルジャパン株式会社 代表取締役社長 株式会社エクスクリエ 取締役 株式会社クロスベンチャーズ 代表取締役社長 株式会社オルタナエクス 代表取締役社長
常勤監査役	高橋由紀子	—
監 査 役	平林健吾	シティライツ法律事務所 弁護士
監 査 役	大野俊一	株式会社リンクアンドモチベーション 取締役 Unipos株式会社 取締役 株式会社リンクソシユール 取締役 ジャパンストラテジックファイナンス株式会社 取締役 イー・アソシエイツ株式会社 取締役 株式会社リンクアカデミー 取締役 株式会社モチベーションアカデミア 取締役 株式会社リンク・インタラック 取締役 株式会社リンク・アイ 取締役 株式会社リンクダイニング 取締役 幼児活動研究会株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役若月貴子氏及び取締役小野塚浩二氏は、社外取締役です。  
 2. 常勤監査役高橋由紀子氏及び監査役平林健吾氏は、社外監査役です。  
 3. 監査役大野俊一氏は、他社において管理部門の取締役として経理財務分野の業務に従事しており、財

務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、取締役及び監査役が職務を執行するに当たり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、社外取締役2名、社外監査役2名と責任限定契約を締結しています。

## **(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、当社の取締役及び監査役（社外役員を含む。）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は、当社がその総額を負担しています。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、2022年3月30日開催の取締役会にて決議した「役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」を、2024年3月28日開催の取締役会にて「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に改定することを決議いたしました。

取締役会は、当事業年度にかかる役員の個人別の報酬等について、2024年3月28日開催の取締役会にて決議した「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」と整合していることを確認しております。

2024年3月28日開催の取締役会にて決議した「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」は以下のとおりです。

##### 【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

###### ・基本方針

取締役の報酬等は、求められる役割と職責に相応しい水準とし、中長期的な業績と株主価値が取締役の報酬等に反映される仕組みとすることを基本方針としています。

###### ・取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。

その権限の内容は、報酬等の決定方針に基づく各取締役の固定報酬である基本報酬（金銭報酬）、個人業績等を踏まえた賞与（金銭報酬）、株式報酬（非金銭報酬）の決定としています。

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人業績等を踏まえた評価を行うには代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長にこれらの権限を委任しています。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定をしなければならないこととしています。

###### ・取締役の報酬体系並びに報酬等の決定方針及び手続（常勤取締役の報酬等）

常勤取締役（取締役のうち社外取締役を除く、以下同じ）の報酬等は、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）、賞与（金銭報酬）、株式報酬（非金銭報酬）で構成しています。

###### (1) 基本報酬について

常勤取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み年額を決定のうえ、毎月、均等額を支給する。

(2)賞与について

- ①個人別に設定する戦略目標の達成度を評価指標として、年に2回支給する。
- ②評価指標として採用する戦略目標の達成度はその時々における経営上の重要性等に応じて、それぞれ決定する。
- ③賞与の個人別の額は、各々の職務の内容、役割、責任等を考慮して上記評価指標の達成度に応じた支給率を基本報酬に乗じて決定する。

(3)株式報酬（非金銭報酬）について

- ①当事業年度（将来）の役務提供に対する対価として、事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与する。常勤取締役に対し付与する株式数は、基本報酬額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額を、取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値で除した株式数（年30万株以内）とする。
- ②常勤取締役が当社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する時点、または、譲渡制限付株式割当契約に基づき取締役会が決定した時点で譲渡制限を解除する。

・取締役の報酬体系並びに報酬等の決定方針及び手続（社外取締役の報酬等）

社外取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み年額を決定のうえ、毎月、均等額を支給する。

なお、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしています。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	53,770千円 (12,000)	42,000千円 (12,000)	11,770千円 (-)	-千円 (-)	4名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	-	-	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	65,770 (24,000)	54,000 (24,000)	11,770 (-)	- (-)	6 (4)

(注) 1. 上記役員の員数については、無報酬の監査役1名を除いています。

2. 当社の役員の報酬等に関しては、取締役については2024年3月28日開催の第17期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。うち、社外取締役分は年額100百万円以内）と決議されています。また、これとは別枠で当該株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬（金銭報酬債権）の総額を年額300百万円以内、かつ、交付する株式の総数は年30万株以内とし、譲渡制限期間は割当を受けた日より3年間から5年間までの期間で当社の取締役会が予め定める期間とすると決議されています。当該株主総会決議日時点での取締役の員数は4名（うち、社外取締役2名）です。監査役については2019年3月29日開催の第12期定時株主総会において、年額100百万円以内（決議日時点での監査役の員数は1名）と決議されています。
3. 当事業年度は、2025年3月26日開催の取締役会において代表取締役社長大澤陽樹氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、報酬等の決定方針に基づく各取締役の固定報酬である基本報酬（金銭報酬）、個人業績等を踏まえた賞与（金銭報酬）、株式報酬（非金銭報酬）の決定としています。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人業績等を踏まえた評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長大澤陽樹氏を委員長とし、社外取締役若月貴子氏及び小野塚浩二氏を委員とする報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定をしなければならないこととしています。当事業年度に係る取締役の個人別の固定報酬である基本報酬（金銭報酬）、個人業績等を踏まえた賞与（金銭報酬）、株式報酬（非金銭報酬）の具体的内容については、取締役会にてその内容が前記の決定方針に沿うものであることを確認しています。

- ③ 当事業年度に役員が受けた役員退職慰労金その他当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等  
該当する事項はありません。
- ④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当する事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外取締役若月貴子氏が代表取締役社長を務めるクリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社とは2022年10月まで当社の「OpenWorkリクルーティング」サービスの契約関係がありましたが、同サービス利用取引実績はなく取引額は生じていません。現在は契約を解消しています。上記以外に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。  
社外取締役小野塚浩二氏が代表取締役社長を務める株式会社オルタナエクス、取締役を務める株式会社クロス・マーケティンググループ、株式会社クロス・マーケティング、株式会社エクスクリエは当社の「OpenWorkリクルーティング」サービスの取引先ですが、2025年12月31日現在、取引額は生じておりません。取引条件は他の「OpenWorkリクルーティング」サービスの取引先と同条件で設定しており、今後、各社との取引が発生した場合であっても、取引額は僅少であることが想定されます。  
また、株式会社クロス・マーケティンググループとはクチコミデータ販売に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、特別の利害関係はありません。上記以外に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。  
社外監査役平林健吾氏が弁護士を務めるシティライツ法律事務所の同氏以外の弁護士との間に法律顧問に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、特別の利害関係はありません。上記以外に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	若月貴子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験・知見に基づき、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に十分な役割・責務を果たしています。
社外取締役	小野塚浩二	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。上場企業の取締役として経営管理及び経営企画並びにコーポレート業務全般に関する豊富な経験・知見に基づき、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に十分な役割・責務を果たしています。

区 分	氏 名	主な活動内容
常勤社外監査役	高橋由紀子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。事業会社の取締役としての経験及び知見を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	平林健吾	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,680千円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,680千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2019年12月19日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決議し、その後、社内組織の変更や社内規程の変更の都度、取締役会において改定を行っています。

最新の社内組織及び社内規程に合わせて2024年1月29日開催の取締役会で改定を決議した業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報システム管理規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
  2. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
  3. コーポレートユニット所管役員は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
  4. 保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。
  
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)に対処できるよう、管理体制を構築する。
  2. 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを回避・低減させる対応を取る。
  
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  2. 取締役は、当会社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
  3. 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
  4. 各ユニットは、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
  5. 効率的な職務執行のため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
  6. 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 法令及び定款に適合するため社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
  2. 「取締役会規程」、「就業規則」において業務の適正な執行に対する体制を定義する。
  3. 内部通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
  4. 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
  5. 取締役、執行役員を選解任等の人事及び取締役の報酬等の決定にあたっては、指名委員会及び報酬委員会の審議結果を尊重し客観性と透明性を確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から要請があった場合は、必要な人員を配置する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役職務を補助すべき使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- i 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
  - ii 認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役に報告する。

- ⑨ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他のいかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1. 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
  2. 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
  3. 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役の実効性を確保するため、「監査役会規程」、「内部監査規程」を制定する。
  2. 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
  3. 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
  4. 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。
  5. 監査役は、当会社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① 内部統制全般

内部統制システムに関する基本方針及び社内規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を会計監査人とも連携しながら実施いたしました。加えて、内部監査計画に基づき当社の全部署を対象として、社内制度の整備状況及び業務遂行状況を適法性並びに妥当性及び有効性の観点から監査を実施いたしました。監査結果については、代表取締役社長、取締役会及び監査役会へ報告を行っております。

## ② コンプライアンス

当社の取締役及び使用人に対し、入社時のコンプライアンスに関する研修、インサイダー取引規制に関する研修、個人情報の保護に関する研修などを実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。また、リスク管理の観点から、コンプライアンス違反行為等を把握するため、内部通報制度を設けております。

## ③ リスク管理

当社は、リスク管理の検討、審議等を行うためリスクマネジメント委員会を設置しております。当委員会は、コーポレート部所管執行役員が委員長を務め、その他委員長の指名する者で構成され、常勤監査役もオブザーバーとして出席しております。また、原則として、四半期に1回開催しております。

## 7. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

当社は、財務基盤の強化と成長過程にある事業の持続的な拡充を目指していくために、内部留保資金の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考えています。

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して実施していくことを基本方針としています。

現時点では、財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針です。このことから、当面の間、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定です。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めていません。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,183,274	流 動 負 債	1,538,334
現金及び預金	7,633,311	買掛金	6,852
売掛金	437,587	未払金	427,167
前払費用	97,646	未払費用	26,935
その他	15,285	未払法人税等	295,348
貸倒引当金	△555	契約負債	610,235
固 定 資 産	223,531	賞与引当金	68,319
有形固定資産	26,707	役員賞与引当金	5,770
工具、器具及び備品	26,707	その他	97,705
投資その他の資産	196,824	負 債 合 計	1,538,334
敷金	30,432	(純 資 産 の 部)	
長期前払費用	6,327	株 主 資 本	6,868,471
繰延税金資産	160,064	資 本 金	1,649,759
		資 本 剰 余 金	1,629,759
		資 本 準 備 金	1,629,759
		利 益 剰 余 金	4,116,214
		利 益 準 備 金	5,000
		その他利益剰余金	4,111,214
		繰越利益剰余金	4,111,214
		自 己 株 式	△527,260
		純 資 産 合 計	6,868,471
資 産 合 計	8,406,806	負 債 純 資 産 合 計	8,406,806

## 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	4,653,739
営業費用	3,454,402
営業利益	1,199,337
営業外収益	
受取利息	9,040
登壇料収入	980
受取謝礼金	90
その他の	97
合計	10,208
営業外費用	
自己株式取得費用	2,279
株式報酬費用消滅損	5,333
合計	7,612
経常利益	1,201,933
経常損失	
固定資産除去損	2,332
合計	2,332
税引前当期純利益	1,199,601
法人税、住民税及び事業税	411,844
法人税等調整額	△49,337
当期純利益	837,093

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	資本金	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計	純資産 合計
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	1,649,759	1,629,759	-	1,629,759	5,000	3,281,820	3,286,820	△105,899	6,460,438	6,460,438
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益						837,093	837,093		837,093	837,093
自己株式の取得								△455,853	△455,853	△455,853
自己株式の処分			14	14				2,652	2,667	2,667
自己株式の処分 (新株予約権 の行使)			△7,715	△7,715				31,840	24,125	24,125
自己株式処分 差損の振替			7,700	7,700		△7,700	△7,700		-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	829,393	829,393	△421,360	408,032	408,032
当 期 末 残 高	1,649,759	1,629,759	-	1,629,759	5,000	4,111,214	4,116,214	△527,260	6,868,471	6,868,471

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

オープンワーク株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	憲	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	昌	良

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オープンワーク株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討をいたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月17日

オープンワーク株式会社 監査役会  
常勤監査役(社外監査役) 高橋由紀子 ㊞  
社外監査役 平林健吾 ㊞  
監査役 大野俊一 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、社外取締役2名を含む、取締役5名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経て、2026年2月17日開催の取締役会にて各候補者を決定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おおさわ はるき 氏 大澤 陽 樹 (1985年2月10日)	2009年4月 株式会社リンクアンドモチベーション 入社 2018年10月 株式会社ヴォーカーズ（現：当社）兼務 出向 2019年1月 当社執行役員 2019年11月 当社取締役副社長 2020年4月 当社代表取締役社長（現任）	30,092株
<p><b>【選任理由】</b> 2018年の当社出向以降、OpenWorkリクルーティング事業の事業責任者を経て、現在、当社の代表取締役社長を務めるなど、当社の経営に関する経験と知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくべく、引き続き、取締役候補者となりました。</p>			
2	いけうち しゅんすけ 氏 池内 駿 介 (1983年7月15日)	2008年4月 株式会社インクス（現：SOLIZE株式会社） 入社 2009年10月 株式会社ワークスアプリケーションズ 入社 2016年4月 当社入社 2018年10月 当社執行役員 2019年11月 当社取締役（プロダクト部担当）(現任) 2024年4月 当社執行役員（現任）	47,328株
<p><b>【選任理由】</b> 2016年の入社以来、主に開発関連業務責任者を経て、当社の開発関連部署の担当取締役を務めるなど、当社の開発業務全般に関して豊富な経験と知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくべく、引き続き、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	※ む な か た り よ う 宗 方 亮 (1989年3月2日)	2011年4月 日本コカ・コーラ株式会社 入社 2015年6月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会 社 コンシューマー カンパニー (現： JNTLコンシューマーヘルス株式会社) 入社 マーケティング本部 Oral Care Category Assistant Manager 2016年12月 同社 マーケティング本部 Beauty Care Category Brand Manager 2018年5月 同社 マーケティング本部 Beauty & Baby Care Category Brand Manager 2019年8月 アマゾンジャパン合同会社 入社 Kindle Unlimited Sr. Product Manager 2023年9月 当社 入社 2024年1月 当社マッチングプランニングユニット ユニットマネジャー 2025年1月 当社執行役員 プランニング部 部長 (現任)	10,126株
<b>【選任理由】</b> 2023年の入社以来、プロダクトの企画及びtoC向けマーケティングの責任者を務めるなど、当社のプロダクトを前進させるとともにマス広告による認知獲得を行ってきた経験と実績を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくべく、取締役候補者となりました。			
4	わか つき たか こ 若 月 貴 子 (1969年9月27日)	1992年4月 株式会社西友 入社 2007年8月 株式会社経営共創基盤 入社 2012年3月 クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャ パン株式会社 入社 管理本部長 2012年8月 同社執行役員管理本部長 2014年10月 同社執行役員副社長 2017年4月 同社代表取締役社長 (現任) 2021年4月 当社社外取締役 (現任)	—
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 若月貴子氏は事業会社の代表取締役社長としての知見と経験を有しており、当社社外取締役に就任して以来、公正かつ客観的な立場より適切な意見をいただいております。今後も引き続き、同氏の企業経営に関する専門的知識と高い見識を当社の経営の監督に活かしていただくべく、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものです。			



- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者です。
2. 大澤陽樹氏、池内駿介氏、宗方亮氏、若月貴子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  3. 小野塚浩二氏が代表取締役社長を務める株式会社オルタナエクス、取締役を務める株式会社クロス・マーケティンググループ、株式会社クロス・マーケティング、株式会社エクスクリエは当社の「OpenWorkリクルーティング」サービスの取引先ですが、2025年12月31日現在、取引額は生じておりません。取引条件は他の「OpenWorkリクルーティング」サービスの取引先と同条件で設定しており、今後、各社との取引が発生した場合であっても、取引額は僅少であることが想定されます。また、株式会社クロス・マーケティンググループとはクチコミデータ販売に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、特別の利害関係はありません。上記以外に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
  4. 若月貴子氏及び小野塚浩二氏は、社外取締役候補者です。
  5. 若月貴子氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約5年となります。
  6. 小野塚浩二氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
  7. 当社は、若月貴子氏及び小野塚浩二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定です。
  8. 当社は、当社の取締役及び監査役（社外役員を含む。）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は、当社がその総額を負担しています。大澤陽樹氏、池内駿介氏、若月貴子氏、小野塚浩二氏が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中で当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。また、宗方亮氏が選任された場合も、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中で当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。
  9. 当社は、若月貴子氏及び小野塚浩二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たか はし ゆ き こ 高 橋 由 紀 子 (1964年2月6日)	1984年4月 株式会社バンダイ 入社 2000年10月 バンダイネットワークス株式会社（現：株式会社バンダイナムコエンターテインメント） 転籍 2006年4月 カタリスト・モバイル株式会社（現：ネオス株式会社） 入社 2012年5月 プライムワークス株式会社（現：ネオス株式会社）取締役執行役員 2014年5月 ネオス株式会社 執行役員 2014年6月 株式会社イーフロー出向 取締役 2016年1月 株式会社カタリナ 入社 2016年8月 株式会社カタリナ 取締役 2020年4月 当社監査役（現任：常勤監査役）	—
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b>                      高橋由紀子氏は、事業会社の取締役としての豊富な経験と知見を有しております。これらの経験をもとに、客観的な視点から当社の経営を監督し、取締役の職務執行の監査を適正に行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	ひら ばやし けん ご 平 林 健 吾 (1978年2月15日)	2004年10月 弁護士登録 Paul Hastings LLP 入所 2009年11月 NAVER Japan株式会社（現：LINEヤ フー株式会社）入社 2013年6月 シティライツ法律事務所 パートナー （現任） 2017年6月 スマートニュース株式会社 入社 2017年8月 アソビモ株式会社 社外監査役 2019年2月 スローニュース株式会社 取締役 2020年9月 当社監査役（現任）	—
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>平林健吾氏は、弁護士としての専門的な知見と幅広い見識を有しており、企業法務にも精通しております。その高い専門性と倫理観をもとに、法的な観点から取締役の職務執行を適正に監査いただけるものと判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	おお の しゅん いち 大 野 俊 一 (1967年5月23日)	1992年10月 青山監査法人 (Price Waterhouse) 入所 1998年7月 PwCコンサルティング株式会社 (現：日本アイ・ビーエム株式会社) 入社 2002年7月 株式会社リンクアンドモチベーション 入社 2008年3月 同社 取締役 (現任) 2010年11月 株式会社モチベーションアカデミア設立、取締役 (現任) 2011年1月 株式会社リンクダイニング取締役 (現任) 2011年3月 株式会社リンクインベスターリレーションズ (現：株式会社リンクソシユール) 取締役 (現任) 2011年6月 株式会社アビバ (現：株式会社リンクアカデミー) 取締役 (現任) 2013年1月 株式会社レイズアイ (現：株式会社リンク・アイ) 取締役 (現任) 2015年6月 幼児活動研究会株式会社 社外取締役 (現任) 2016年10月 株式会社リンクジャパンキャリア (現：株式会社リンク・インタラック) 取締役 (現任) 2020年1月 当社 取締役 2021年10月 当社 監査役 (現任) 2025年4月 ジャパンストラテジックファイナンス株式会社取締役 (現任) 2025年8月 Unipos株式会社取締役 (現任) 2025年8月 Chorus Call Asia株式会社 (現：イー・アソシエイツ株式会社) 取締役 (現任)	-
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 大野俊一氏は、事業会社の管理部門の取締役として経理財務分野の業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの専門性と経営管理の経験をもとに当社の監査体制の強化に貢献いただけるものと判断し、引き続き監査役としての選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋由紀子氏及び平林健吾氏は、社外監査役候補者です。
3. 高橋由紀子氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年11カ月となります。
4. 平林健吾氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年6カ月となります。
5. 当社は、高橋由紀子氏及び平林健吾氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、当社の取締役及び監査役（社外役員を含む。）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は、当社がその総額を負担しています。高橋由紀子氏、平林健吾氏、大野俊一氏が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中で当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。
7. 当社は、高橋由紀子氏及び平林健吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。

以上

**openwork**